

肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します

～藤沢市肥料価格高騰対策支援事業交付金のご案内～

◎概要

肥料価格の高騰により、経営が圧迫されている市内販売農家を支援するため、肥料購入費の一部を補助します。

◎交付対象者

令和5年10月1日現在、藤沢市内に住民登録(法人の場合は法人登記)がある販売農家
※販売農家・・・経営耕地面積30a以上又は年間の農産物販売金額が50万円以上の農家

◎交付対象

令和5年4月1日から令和6年1月31日までに購入した肥料費の価格上昇分

◎交付金額

肥料費の価格上昇分の1.5割(15%)以内

◎申請受付期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月29日(木)

※予算の範囲内での交付となります。ただし、2月15日までに予算額に達した場合は、15日受付分までの各申請事業費の合計額で按分となります。



出張受付窓口の実施について(※以下の日程で、出張受付を開催します。)

日程①: 2024年2月14日(水) 午前9時15分～11時45分 場所: 長後市民センター
日程②: 2024年2月14日(水) 午後1時30分～4時00分 場所: 御所見市民センター
日程③: 2024年2月15日(木) 午前9時15分～11時45分 場所: 六会市民センター
日程④: 2024年2月15日(木) 午後1時30分～4時00分 場所: 遠藤市民センター

◎申請書類

○経営耕地面積が30a以上の方

(1)藤沢市肥料価格高騰対策支援事業交付金交付申請書 (2)誓約書兼同意書
(3)購入肥料一覧表 (4)領収書等 (5)振込先口座の通帳の写し等(口座名義・口座番号の分かるもの) ※経営耕地面積が30a以上ある場合は、決算書等は不要です。

○経営耕地面積が30a未満で農作物の販売金額が50万円以上の方

※(1)～(5)のほか、次の書類が必要となります。

(6)令和4年分所得税青色申告決算書(農業所得用)若しくは令和4年分収支内訳書(農業所得用)又は最新の決算書等の写し

◎交付決定及び交付金支払い

○提出していただいた書類を審査し、交付金の交付が決定したときは、別途通知します。
○交付決定後、申請書に記載の振込先口座へ振り込みます。

申請・お問い合わせ先

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
藤沢市役所 経済部 農業水産課(本庁舎8階)
電話: 0466-50-3532 FAX: 0466-50-8256



【裏面に続く】

藤沢市肥料価格高騰対策支援事業交付金 Q&A

Q1 藤沢市に居住していますが、市内外で営農しています。申請できますか？	A1 経営耕地面積30a以上又は年間の農産物販売金額が、50万円以上であれば対象となります。ただし、市外の農地については耕作面積のわかる書類が申請時に必要です。
Q2 申請書類はどこで入手できますか？	A2 藤沢市ホームページからダウンロードできます。その他にも、農業水産課(市役所本庁舎8階)と各市民センター及び各公民館で入手できます。
Q3 経営耕地面積が30a未満であるが、確定申告を行っていない等の理由により青色申告書の写し等が添付できない場合、申請できますか？	A3 確定申告書類の写しの添付は必須です。農業を主たる収入として生計を維持している方に対して交付することを目的としているため、申告義務があるにも関わらず、確定申告をしていないことを理由に前年売上の確認を他の書類で代替することは認められません。
Q4 交付対象期間は？	A4 令和5年4月1日～令和6年1月31日までに購入した肥料費が対象です。
Q5 交付対象経費は？	A5 上記対象期間内に購入した肥料費の価格上昇分(対令和2年度比)が対象です。
Q6 対象となる肥料は？また、堆肥は対象になりますか？	A6 植物を栽培するため、土壌や植物の栄養になることを目的に施されるものを対象としており、堆肥についても対象となりますが、運搬費等は対象とはなりません。
Q7 培養土に肥料成分が含まれていますが、対象になりますか？	A7 培養土については対象外となります。
Q8 交付金の計算方法は？	A8 $[\text{購入肥料費} - (\text{購入肥料費} \div \text{上記価格上昇率})] \times \text{補助率} 15/100$ となります。
Q9 なぜ、補助率は 15/100 (1.5割)なのですか？	A9 令和5年5月分までを対象に国が7割、県が1.5割の補助を実施しているため、市では残りの1.5割を補助し、令和5年6月分以降も同様の補助率としています。
Q10 購入した肥料の領収書がない場合は？	A10 領収書又は取引日及び購入金額がわかる書類の提出が必要となります。いずれかの提出がない場合は、本交付金の申請は認められません。
Q11 申請は郵送やFAXでも可能ですか？	A11 郵送又はFAXでも申請は可能ですが、申請日は農業水産課が收受した日となります。
Q12 申請が予算額に達した場合の按分とは？	A12 本交付金の予算額を、2月15日受付分までの各申請事業費の合計額で除した割合で按分し、15日までの期間内における交付決定者に対して交付します。

e-mail : fj-nousui@city.fujisawa.lg.jp